(地214)(健Ⅱ214)
令和２年７月１７日

郡市区等医師会
担当理事殿

日本医師会副会長
今

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)における「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の医療機関等の申請マニュアルについて

今般、厚生労働省より、下記のふたつのウェブサイトにて「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の医療機関等の申請マニュアル及び申請書様式を公表した旨の情報提供がありました。

本マニュアルは全国の標準的なモデルとして作成されたとのことであり、都道府県ごとにモデルを修正することもあるため、申請に先だって都道府県ウェブサイト等の確認が必要であることにご留意頂けますと幸いです。

初回申請の受付開始は、申請方法によって違いはありますが、早い方法では両事業ともに７月２０日頃からを予定しているとのことです。

また、感染拡大防止等支援事業については、費用が全て支出済みである場合の申請先と、今年度末までの支出見込み費用も合わせて概算額で申請する場合とで申請書の提出先が異なっていることや、申請は１回限りであり、最終受付締切は令和３年２月末を予定していること等にご留意を頂けますと幸いです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、各都道府県ごとの申請方法の違い等にご留意を頂きつつ、必要に応じて貴会管下関係機関等への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

追って、本件については、令和２年７月１６日付け（地212）（健Ⅱ213）にて都道府県医師会にもご案内しておりますことを申し添えます。

記

①「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」について　→　「申請の方法等」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

葛加八潮医師会 収受 2.7.17 第550号

②「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」について　→　「申請の方法等」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kansenkakudaiboushi_shien.html

※ 上のウェブサイトは、日本医師会ホームページにリンク先を掲載しております。
http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html
（日本医師会ホームページの「トップ画面」から「医師のみなさまへ一新型コロナウイルス感染症」のリンクをクリックして移動しましたら、中ほどの「国の支援制度」から厚生労働省へのリンクを設置しております。）

以上

病院・診療所・訪問看護ステーション・助産所等の管理者の皆さまへ

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」のご案内

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。医療機関等を通じての申請と給付にご協力をお願いします。

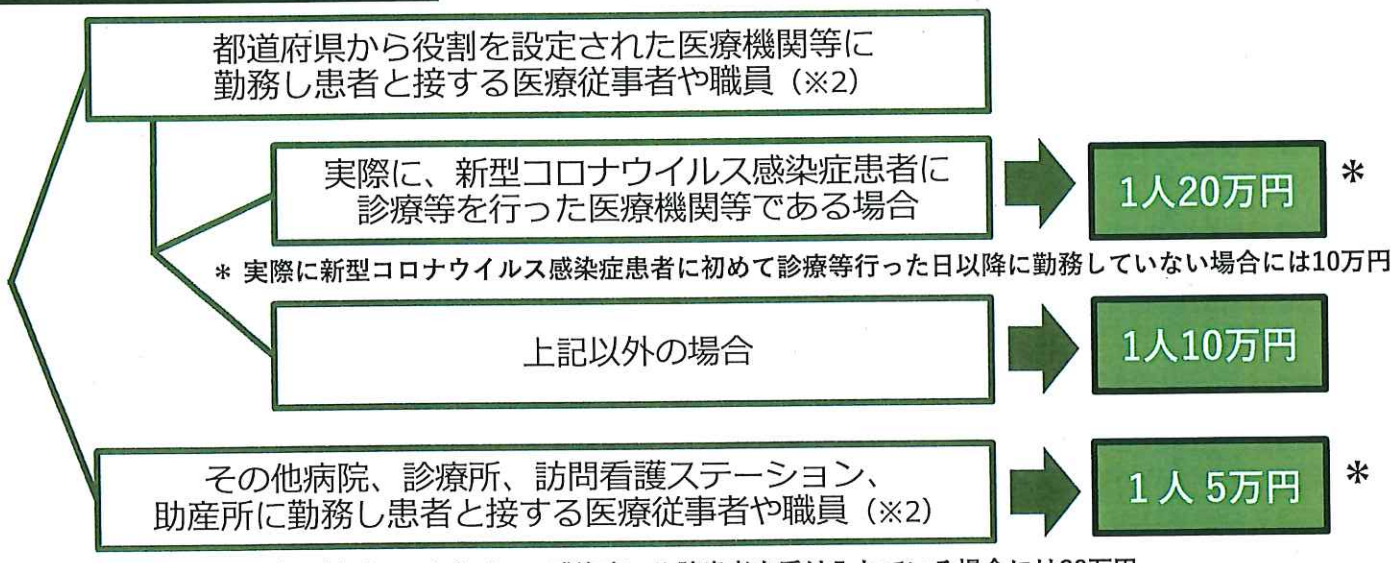
慰労金の内容

- **新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等**に勤務し患者と接する医療従事者や職員（※1）に対し、慰労金として**最大20万円を給付**します。
- **その他病院、診療所等**に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として**５万円を給付**します。

※1 医療従事者や職員には、医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含みます。

給付対象・給付金額

（給付対象・給付金額を医療機関等の判断で変えることはできません）



※2 対象期間（当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者１例目発生日又は受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた４／１６）から６／３０までの間）に10日以上勤務した者が対象となります。

※2 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

※2 保険医療機関でない病院や診療所、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

事業の詳細はこちら

緊急包括支援交付金 検索

➡https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局
新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター
電話番号 03-3595-3317（受付時間は平日9:30～18:00）

慰労金を受給するための流れ

※ 以下は標準的な流れになります。都道府県により事務の詳細は異なる可能性があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

① 自医療機関等の慰労金の基本的な金額を確認します。

○ 前ページを参照して、**自医療機関等の慰労金**の基本的な金額が、**1人20万円、10万円、5万円のいずれであるかを確認**します。

※「都道府県から役割を設定された医療機関等」とは、①重点医療機関、②感染症指定医療機関、③その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関、④帰国者・接触者外来を設置する医療機関、⑤地域外来・検査センター、⑥宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等をいいます。

② 慰労金の対象となる医療従事者や職員を特定し、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます。

○ 前ページ、4ページを参照して、**患者に接する医療従事者や職員で、対象期間に10日以上勤務した者を特定**した上で、**慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます**。委任状は医療機関等で保管します。

○ その際、**派遣労働者、業務委託受託者の従事者**についても、派遣会社・受託会社と相談して、**対象となる業務に10日以上勤務している者の一覧を提出**してもらうなどにより、**慰労金の対象者を特定**した上で、**慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます**。委任状は医療機関等で保管します。

※ 派遣労働者、業務委託受託者の従事者も、医療機関等において、患者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。

③ 申請書等を作成します。

○ 次ページを参照して、**所定の様式により、申請書等を作成**します。

④ 申請書等を原則としてオンラインにより提出します。

○ ③で作成した申請書等について、各都道府県の**国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に原則としてオンラインにより提出**します。

⑤ 都道府県が申請内容を確認後、慰労金が交付されます。

○ 都道府県が申請内容を確認後に交付決定し、各都道府県の**国保連から慰労金が振り込まれます**。

⑥ 対象となる医療従事者や職員に慰労金を給付します。

○ 対象となる医療従事者や職員に慰労金を給付します。

※ 慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないように注意してください。

※ 派遣労働者や業務委託受託者の従事者への給付は、医療機関等と派遣会社・受託会社の調整により、医療機関等からでも、派遣会社・受託会社からでも、どちらでも構いません。

⑦ 慰労金の給付終了後、1か月以内を目途に、実績報告を行います。

○ 慰労金の給付終了後、1か月以内を目途に、**都道府県に対して、所定の様式により実績報告**（対象者への振込記録、受領簿等が必要）を行います。**支出実績が交付額に満たなかった場合は、精算**を行います。

申請書等の入手・提出方法

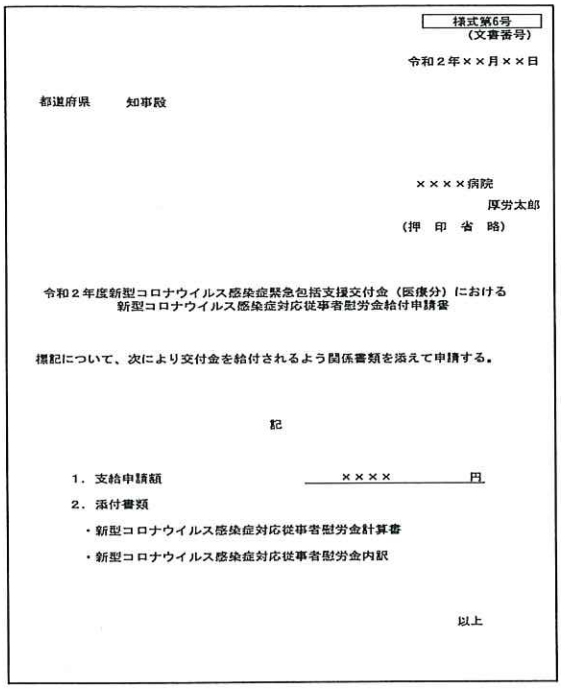
申請書等の入手方法

・申請時に必要な書類は、申請書、給付対象者一覧等となります。

・以下の**厚生労働省ホームページ、各都道府県ホームページ等において、ダウンロード**できます。

〔厚生労働省ホームページ〕 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

「申請書」



様式第6号
（文書番号）

令和２年××月××日

都道府県　　知事殿

××××病院
厚労太郎
（押　印　省　略）

令和２年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付申請書

標記について、次により交付金を給付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

１．支給申請額　　××××　　円

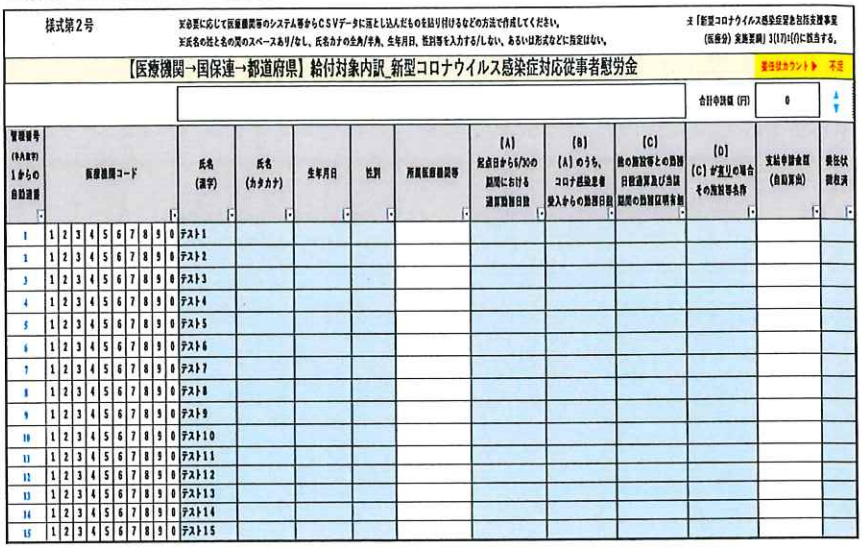
２．添付書類

・新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金計算書

・新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金内訳

以上

「給付対象者一覧」



様式第2号

※必要に応じて医療機関等のシステム等からＣＳＶデータに落とし込んだものを貼り付けるなどの方法で作成してください。
※氏名の姓と名の間のスペースあり/なし、氏名カナの全角/半角、生年月日、性別等を入力する/しない、あるいは形式などに指定はない。

※「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」3(17)ﾆ(ﾛ)に該当する。

【医療機関→国保連→都道府県】給付対象内訳_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

重複状況カウント▶　不可

合計申請額（円）　0

管理番号（半角数字）1からの自動連番	医療機関コード	氏名（漢字）	氏名（カタカナ）	生年月日	性別	所属医療機関等	【A】起点日から6/30の期間における通算勤務日数	【B】（A）のうち、コロナ感染患者受入からの勤務日数	【C】他の施設等との勤務日数通算及び当該期間の勤務証明有無	【D】（C）が「有」の場合その施設等名称	支給申請金額（自動算出）	振込状況確認済
1	1234567890	テスト1										
2	1234567890	テスト2										
3	1234567890	テスト3										
4	1234567890	テスト4										
5	1234567890	テスト5										
6	1234567890	テスト6										
7	1234567890	テスト7										
8	1234567890	テスト8										
9	1234567890	テスト9										
10	1234567890	テスト10										
11	1234567890	テスト11										
12	1234567890	テスト12										
13	1234567890	テスト13										
14	1234567890	テスト14										
15	1234567890	テスト15										

申請書、給付対象者一覧等の提出方法

・申請書、給付対象者一覧等について、原則として、各都道府県の**国保連の「オンライン請求システム」（毎月の診療報酬請求に使用しているシステム）により提出**します。

・**オンライン請求システム未導入の医療機関等**は、原則として**専用の「WEB申請受付システム」からの申請**とし、**ネット環境に対応していない場合は、電子媒体(CD等)により国保連に郵送**します（電子媒体による提出が困難な場合は紙媒体を郵送）。

※ 一部の都道府県では、補助金の申請・交付窓口が国保連以外となる場合があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

提出にあたっての留意事項（提出先が国保連の場合）

・申請方法に関わらず、診療報酬提出時期と重ならないようにするため、申請受付期間は、**毎月15日から月末までの間**となります。

・**電子媒体や紙で提出する場合は、原則「郵送」**とし、通常の**診療報酬請求には同封せずに単独で送付**してください。その際、**封筒の表面に「緊急包括支援交付金申請書　在中」と朱書き**するなどしてください。

・電子媒体(CD等)による申請の場合は、**診療報酬請求と混同しないよう、申請書を同じ媒体に格納しないでください**。また、郵送する際には、**媒体表面に分かりやすく申請の概要（※）を油性マジック等で明記**してください。

※ 申請の概要として、以下の項目を明記してください。
- タイトルに「医療・慰労金」と記載
- 「医療機関コード」と「医療機関名」を記載。

医療従事者や職員に対する慰労金の誤給付が判明した場合、都道府県から医療従事者や職員に、慰労金の返還を求める場合があります。基本的に医療機関等の責任が問われることはありませんが、都道府県の事務にご協力をいただく場合があることをご了承ください。

Q&A

（問）慰労金の趣旨を教えてください。

（答）慰労金は、
①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、
②継続して提供することが必要な業務であること、
③医療機関での集団感染の発生状況を踏まえ、医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対して給付するものです。

（問）「患者と接する医療従事者や職員」とは、どこまで含まれるのでしょうか。

（答）例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。

また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの応対を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。

なお、ここでいう「患者」は、新型コロナウイルス感染症患者に限らず、他の疾病による患者も含みます。

（問）「医療従事者や職員」には、医療専門職以外の事務職なども含まれるのでしょうか。

（答）資格や職種による限定はなく、事務職なども対象となります。

（問）新型コロナ患者の受入病棟と別建物の病棟で勤務する職員でも、20万円の対象となりますか。

（答）医療機関単位での判断となりますので、患者と接する職員であれば、20万円の対象となります。

（問）業務委託受託者の従事者は、どのような場合に対象となりますか。

（答）①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に対象となり、医療機関等における勤務内容によってご判断ください。

なお、一般的には、例えば、医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によって患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断いただくことになります。

（問）「１０日以上勤務」の要件について、１日の数え方はどうなりますか。

（答）１日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。
なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は２日と数えてください。

（問）PCR検査センター（地域外来・検査センター）や帰国者・接触者外来に応援に行った医療従事者や職員への慰労金の額は、どうなりますか。

（答）患者と接する業務に通算して10日以上勤務している医療従事者や職員が、ＰＣＲ検査センターや帰国者・接触者外来（ＰＣＲ検査センター及び帰国者・接触者外来が実際に新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に診療等を行った医療機関等である場合）に応援に行き患者と接する業務に従事している場合、慰労金の額は20万円となります。

（問）慰労金は、医療機関等が手当として支給することになりますか。

（答）慰労金は、事業主が労働者への賃金、給料、手当等として支払うものではありません。
また、慰労金は非課税所得となるため、源泉徴収しないよう注意してください。

（問）医療機関等で申請をとりまとめずに、職員個人に申請させることはできますか。

（答）患者に接する等の要件を確認する必要があるため、医療機関等での申請とりまとめにご協力をお願いします。

（問）対象者へ慰労金を給付する際の医療機関等の事務手数料はどうなりますか。

（答）振込手数料といった実費について、都道府県から医療機関等に支給される場合があります。
詳しくは申請の案内等でご確認ください。

（問）医療機関等をすでに退職している職員の場合、どのように申請すればよいでしょうか。

（答）原則として、勤務していた医療機関等を通じて申請してください。
勤務していた医療機関等を通じた申請が難しい場合は、勤務していた医療機関等の勤務証明など必要な書類を揃えた上で個人申請いただくことになります。

（問）国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

（答）国保連からの診療報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。

病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所の管理者の皆さまへ

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」のご案内

新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。

補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

補助の対象機関

・新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
⑤ 感染防止のための個人防護具等の確保
⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

補助の対象経費

・感染拡大防止対策に要する費用
・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）
清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入 等

緊急包括支援交付金 検索

事業の詳細はこちら
➡https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kansenkakudaiboushi_shien.html

〈お問合せ先〉
厚生労働省医政局
新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター
電話番号 03-3595-3317（受付時間は平日9:30～18:00）

補助を受けるための流れ

※ 以下は標準的な流れになります。都道府県により事務の詳細は異なる可能性があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

① 補助の対象機関であるか確認します。

○ 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組（前ページの取組の例を参照）を行う**病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所**が、補助の対象機関となります。

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

※「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

② 感染拡大を防ぐための取組を行い、補助の対象経費を計算します。

○ **感染拡大防止対策に要する費用**に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための**診療体制確保等に要する費用**について、幅広く補助の対象経費（前ページの経費の例を参照）となります。

※ ただし、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

③ 申請書等を作成します。

○ 次ページを参照して、**所定の様式により、申請書及び事業計画書を作成**します。

○ **申請は1回のみ**となります。

④ 申請書等を原則としてオンラインにより提出します。

○ ③で作成した申請書及び事業計画書について、各都道府県の**国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に原則としてオンラインにより提出**します。

⑤ 都道府県が申請内容を確認後、補助金が交付されます。

○ 都道府県が申請内容を確認後に交付決定し、各都道府県の**国保連から補助金が振り込まれます**。

⑥ 概算額で申請した場合、事後に実績報告を行います。

○ 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、又は実績報告の期限（令和3年4月中旬ごろ）が到来した際、**都道府県に対して、所定の様式により実績報告**を行います。

○ 実績報告時に**支出実績が補助金額に満たなかった場合は、精算**を行います。

※ 実績報告の際に領収書等の証拠書類が必要となります。

※ 一部の都道府県では、実績報告の期限が別に定められる場合があります。

申請書及び事業計画書の入手・提出方法

申請書及び事業計画書の入手方法

・申請時に必要な書類は、申請書及び事業計画書となります。

・以下の**厚生労働省ホームページ、各都道府県ホームページ等において、ダウンロード**できます。

〔厚生労働省ホームページ〕
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kansenkakudaiboushi_shien.html

「申請書」

令和2年8月1日

東京都知事　殿

東京都中央区日本橋〇－〇－〇
医療法人社団〇〇〇　△△△病院
病院長　〇〇〇〇

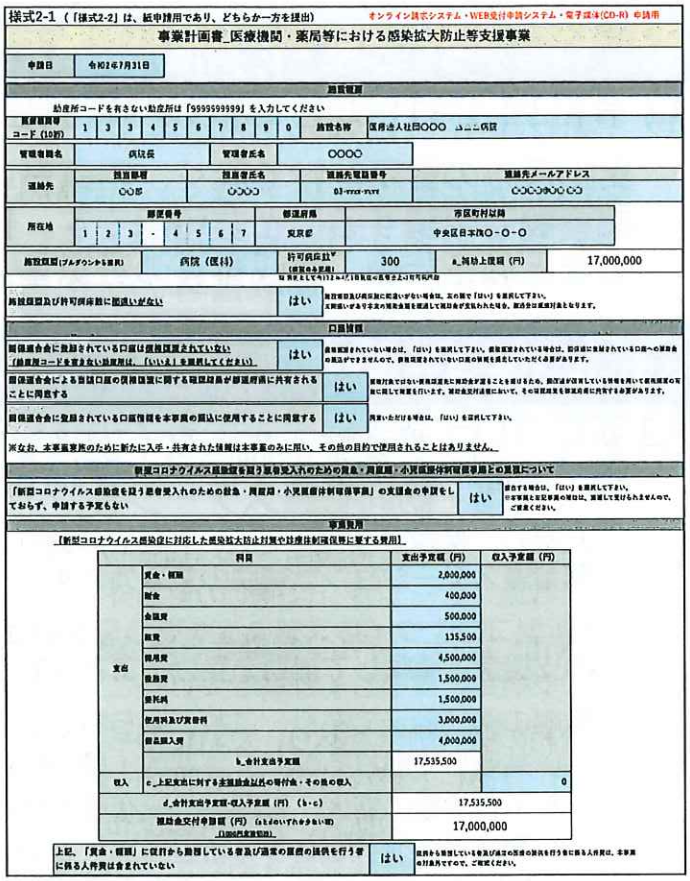
令和２年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援）の交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1　申　請　額　　金17,000,000円

2　新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援）に関する事業実施計画書

「事業計画書」



様式2-1 （「様式2-2」は、紙申請用であり、どちらか一方を提出）　オンライン請求システム・WEB受付申請システム・電子媒体(CD-R) 申請用

事業計画書_医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

申請日	令和2年7月31日

施設概要

給産所コードを有さない給産所は「9999999999」を入力してください

施設基準等コード（10桁）	1	3	3	4	5	6	7	8	9	0	施設名称	医療法人社団〇〇〇　△△△病院

管理者職名	病院長	管理者氏名	〇〇〇〇

連絡先	担当部署	担当者氏名	連絡先電話番号	連絡先メールアドレス
	〇〇部	〇△〇〇	03-xxxx-xxxx	〇〇〇@〇〇.〇〇

所在地	郵便番号							都道府県	市区町村以降	
	1	2	3	-	4	5	6	7	東京都	中央区日本橋〇－〇－〇

施設区分（プルダウンから選択）	病院（医科）	許可病床数（感染症を除く）※1	300	a_減額上限額（円）	17,000,000

※1 病床数は、医療法上の許可病床数を記載すること。ただし、1日当たり平均入院患者数が許可病床数を超えている場合は、1日当たり平均入院患者数を記載すること。

施設区分及び許可病床数に相違がない	はい

施設区分及び許可病床数に相違がない場合は、左の欄で「はい」を選択して下さい。
左欄にいずれも当てはまる施設金額を確認して頂き金が支払われた場合、返還金の対象となります。

口座情報

国保連合会に登録されている口座は医療機関名義である（診療報酬コードを有さない診療所は、「いいえ」を選択してください）	はい
国保連合会による当該口座の情報確認に関する確認結果が都道府県に共有されることに同意する	はい
国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する	はい

※安心、本事業実施のために新たに入手・共有された情報は本事業のみに用い、その他の目的で使用されることはありません。

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための設備・簡易陰・小児感染体制確保事業との重複について

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための設備・簡易陰・小児感染体制確保事業」の支援金の申請をしておらず、申請する予定もない	はい

「はい」を選択する場合は、「はい」を選択して下さい。
※本事業と当該事業の場合は、重複して受けられませんので、ご留意ください。

事業費用

「新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する費用」

	科目	支出予定額（円）	収入予定額（円）
支出	賃金・報酬	2,000,000	
	謝金	400,000	
	会議費	500,000	
	旅費	135,500	
	備品費	4,500,000	
	設備費	1,500,000	
	借料料	1,500,000	
	使用料及び賃借料	3,000,000	
	雑品購入費	4,000,000	
	b_合計支出予定額	17,535,500	
収入	c_上記支出に対する未減額金以外の寄付金・その他の収入		0
	d_合計支出予定額-収入予定額（円）（b-c）	17,535,500	
	減額金交付申請額（円）（d以内で千円未満切り捨て）	17,000,000	

上記、「賃金・報酬」に従行から施設している者及び通常の業務の提供を行う者に係る人件費は含まれていない	はい

従行から施設している者及び通常の業務の提供を行う者に係る人件費は、本事業の対象外ですので、ご留意ください。

申請書及び事業計画書の提出方法

・申請書及び事業計画書について、原則として、各都道府県の**国保連の「オンライン請求システム」（毎月の診療報酬請求に使用しているシステム）により提出**します。

・**オンライン請求システム未導入の医療機関等**は、原則として**専用の「WEB申請受付システム」からの申請**とし、**ネット環境に対応していない場合は、電子媒体(CD等)により国保連に郵送**します（電子媒体による提出が困難な場合は紙媒体を郵送）。

※ 一部の都道府県では、補助金の申請・交付窓口が国保連以外となる場合があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

提出にあたっての留意事項（提出先が国保連の場合）

・申請方法に関わらず、診療報酬提出時期と重ならないようにするため、申請受付期間は、**毎月15日から月末までの間**となります。

・**電子媒体や紙で提出する場合は、原則「郵送」**とし、通常の**診療報酬請求には同封せずに単独で送付**してください。その際、**封筒の表面に「緊急包括支援交付金申請書　在中」と朱書き**するなどしてください。

・電子媒体(CD等)による申請の場合は、**診療報酬請求と混同しないよう、申請書を同じ媒体に格納しないでください。**また、郵送する際には、**媒体表面に分かりやすく申請の概要（※）を油性マジック等で明記**してください。

※ 申請の概要として、以下の項目を明記してください。
・タイトルに「医療・感染拡大防止等支援事業」と記載。
・「医療機関等コード」と「医療機関等名」を記載。

Q&A

Q1　どのような費用が対象となりますか。

A1 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）
清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入 等

Q2　いつからいつまでの費用が対象となりますか。

A2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。

支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

Q3　どのような機関が補助の対象となりますか。

A3 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所を対象としています。

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

※「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）
① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
⑤ 感染防止のための個人防護具等の確保
⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

Q4　新型コロナ患者の受入れ対応などをしていなくても、対象となりますか。

A4 対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっていません。

Q5　病院の場合、補助上限額が「200万円＋5万円×病床数」となっていますが、病床数に制限はありますか。一般病床以外の病床も対象ですか。

A5 病床数の制限はありません。一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。

なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は、「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

Q6 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

A6 国保連からの診療報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。